

令和 3 年 6 月 度
みどり市農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和 3 年 6 月 25 日（金） 午後 1 時 35 分～午後 2 時 55 分

2. 開催場所 みどり市役所大間々庁舎 3 階 大会議室

3. 議 事

- 日程第 1 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について
日程第 2 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 3 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可の取消願について
日程第 5 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 6 議案第 5 号 非農地証明交付願について
日程第 7 議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用
集積計画について

4. 出席した農業委員（13 名）

1 番 飯 塚 信 子	2 番 岩 崎 十三江	3 番 木 村 輝 義
4 番 小 林 利 信	5 番 櫻 井 正 彦	6 番 関 口 裕
7 番 高 野 光 和	8 番 長 澤 修 一	9 番 深 澤 良 朗
10 番 藤 生 定 雄	11 番 星 野 邦 夫	12 番 前 原 卓
13 番 根 岸 始		

5. 欠席した農業委員（0 名）

6. 出席した農地利用最適化推進委員（11 名）

2 番 阿左美 和雄	3 番 新 井 將 彦	4 番 金 子 昇
5 番 小 林 和 弘	7 番 鈴 木 伸 一	8 番 高 橋 隆
9 番 武 裕 士	10 番 田 村 範 行	11 番 星 野 憲 三
12 番 松 島 政 治	13 番 森 下 幾 久 雄	

7. 欠席した農地利用最適化推進委員（2 名）

1 番 赤 石 憲 治	6 番 齋 藤 悦 子
-------------	-------------

8. 出席した事務局職員（4 名）

事務局長 荒 井 英 夫	事務局長補佐 森 田 憲 一
主 査 下 田 幸 子	主 任 古 郷 真 吾

事務局 それでは定刻を過ぎましたので、これより令和3年6月の農業委員会総会を開催いたします。本日の欠席通告者はございません。また、遅れてくる委員はございません。従いまして、在任農業委員13名中、現在の出席委員は13名です。以上により、本日の総会は農業委員会等に関する法律第27条第3項により、過半数に達しておりますので、総会は成立いたしますことをご報告申し上げます。また在任の農地利用最適化推進委員13名中、現在の出席委員は11名です。それでは、開会に先立ちまして、根岸会長よりご挨拶をいただきます。

会長 (挨拶)

事務局 ありがとうございます。それでは、これからは会長が議長となり総会を進めて参りますので、よろしく願いいたします。

会長 議事に入らせていただきます。

会期の決定

会長 会期決定についてお諮りいたします。令和3年6月25日、会期は本日一日限りでよろしいでしょうか。

(異議なし)

会長 会期は令和3年6月25日一日限りといたします。

議事録署名人の決定

会長 議事録署名人の決定ですが、こちらにお任せしていただけますか。

(はい)

会長 それでは、こちらから指名いたします。議事録署名人は、「5番：櫻井 正彦 委員」と「6番：関口 裕 委員」の両名をお願いいたします。

議事

報告第1号

会長 日程第1 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 番号1番
(議案書:借人、貸人、土地の表示、合意解約内容、合意解約日の説明)

1番

会長 番号1番につきましては、報告事項ですので報告のみといたします。

議案第1号

会長 日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 番号1番
(議案書:譲受人、譲渡人、土地の表示、契約内容の説明)
番号1番。申請理由、現在、農業経営を行っていますが、申請地を買い受け、経営規模を拡大したく申請するもの。以上、1件の審議につきまして、よろしくお願ひいたします。

1番

会長 番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

4番推進委員 前回の総会で、保佐人、成年後見人についてご質問しましたが、回答をもらっていません。ご回答いただけるとありがたいです。

事務局 ご説明させていただきます。成年後見人制度とは、認知症、知的障害、精神障害等の理由で判断能力が不十分なため、不動産の契約等の法律行為を行えない人を後見人等が代理し、必要な契約等を結んだり財産を管理したりして、本人の保護を図るものです。意思能力が不十分なため判断能力が厳しいなかで、そういった方々の被害を防ぐために、保護して支援するというものです。対象となる方の判断能力の具合によって、後見人、保佐人、補助と呼び方が変わってきます。

4番推進委員 はい。了解しました。

会長 その他にご意見等ございますでしょうか。

会長 意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会長 異議なしの声多数と認め、番号1番の申請は可決いたします。

議案第2号

会長 日程第3 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 番号1番
(議案書、申請人、土地の表示等の説明)
番号1番。同時申請の一般住宅建築及び露天資材置場の利用に伴い、申請地を通路用地として利用したく申請するもの。始末書添付。みどり市土地開発事業指導要綱に該当するもので、議案第4号、5ページの番号2番、番号3番と一体で申請するものです。大間々用水土地改良区第6工区。
以上1件の審議につきまして、よろしくお願ひいたします。

1番

会 長 現地調査した時に一部分砂利が敷いてあり、このくらいなら始末書対応で良いのではという話になりましたが、その後地元の農業委員さんから地主さんへ撤去した方が良いのではという話があり、綺麗に畑にさせていただきました。そのため始末書はいただいておりますが、朗読は控えさせていただきます。

会 長 番号1番について、笠懸5区の担当委員より説明をお願いします。

3番委員 3番、木村です。地図の1番をご覧ください。太田大間々線の〇〇の信号を大間々方面から右折し250メートルほど進むと小さな路地があります。その路地を右折し、150メートルほど進んだところが申請地です。21日に現地を確認した時は砂利が敷いてありました。24日の朝、再度確認したところ、砂利が除去してありました。周りは夏草が生い茂っておりますが、特に問題はないと思います。慎重審議をよろしくお願いいたします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は今後、市街化が見込まれる地域であり、農地の規模が10ヘクタール未満でありますので、農地区分は第2種農地と判断します。周辺に申請地の代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

1番

会 長 説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号1番の申請は可決いたします。

議案第3号

会 長 日程第4議案第3号「農地法第5条の規定による許可の取消願について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 番号1番
(議案書:申請人、土地の表示等の説明)
番号1番。こちらにつきましては、議案第4号 番号8番との農地法第5条同時申請案件でありますので、その時に併せて審議することによりまして、よろしくご説明いたします。

議案第4号

会 長

日程第5 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局

5ページをお願いします。番号1番から番号4番について説明します。

番号1番から番号4番

(議案書:譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示等の説明)

番号1番。阿左美横断歩道橋設置における基礎工事を施工するにあたり、申請地を借り受け、大型クレーン・大型ダンプなどの作業機械を設置する作業用地として利用したく申請するもの。阿左美沼土地改良区。一時転用期間は令和3年7月1日から令和3年10月31日。

番号2番。現在、借家生活をしていますが、子供が成長し手狭になっているため、申請地を買い受け、自己の住宅を建築したく申請するもの。みどり市土地開発事業指導要綱に該当するもので、議案第2号の番号1番、次の3番と一体で申請するものです。大間々用水土地改良区第6工区に属しています。

番号3番。現在、自宅で電気保安技術者として仕事をしていますが、資材置場及び来客用の駐車場が不足しているため、申請地を買い受け、資材置場及び駐車場として利用したく申請するもの。みどり市土地開発事業指導要綱に該当するもので、議案第2号の番号1番、議案第4号の番号2番と一体で申請するものです。大間々用水土地改良区第6工区。

番号4番。現在、市内で借家住まいをしていますが、子供が成長し手狭になってきたため、父から申請地を借り受け、自己の住宅を建築したく申請するもの。以上4件の審議、よろしくお願ひいたします。

1番

会 長

番号1番について、笠懸3区の担当委員より説明をお願いします。

10番委員

10番、藤生です。地図の2番をご覧ください。場所は新しく出来た〇〇のすぐ近くです。現地は田んぼとして綺麗に使われておりまして、何ら問題はないかと思えます。慎重審議のほどよろしくお願ひいたします。

会 長

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局

申請地は阿左美駅から約150メートルのところに位置しており、農地区分は第3種農地と判断します。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

1番

会 長

説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長

意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号1番の申請は可決いたします。

2番

会 長 番号2番について、笠懸5区の担当委員より説明をお願いします。

3番委員 3番、木村です。地図の3番をご覧ください。申請地は議案第2号と同じ場所です。草は生えておりますが、何ら問題はないと思います。慎重審議のほど、よろしくお願ひいたします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事 務 局 申請地は今後、市街化が見込まれる地域であり、農地の規模が10ヘクタール未満でありますので、農地区分は第2種農地と判断します。周辺に申請地の代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

2番

会 長 説明が終わりました。番号2番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号2番について採決をいたします。番号2番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号2番の申請は可決いたします。

3番

会 長 番号3番について、笠懸5区の担当委員より説明をお願いします。

3番委員 3番、木村です。地図の4番をご覧ください。この場所も地図の3番と同じ場所です。先ほどと同様に問題ないと思いますが、慎重審議のほど、よろしくお願ひいたします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事 務 局 申請地は今後、市街化が見込まれる地域であり、農地の規模が10ヘクタール未満でありますので、農地区分は第2種農地と判断します。周辺に申請地の代替とな

る土地はなく、やむを得ないと認められます。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

3番

会長 説明が終わりました。番号3番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会長 意見等ないようですので、番号3番について採決をいたします。番号3番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会長 異議なしの声多数と認め、番号3番の申請は可決いたします。

4番

会長 番号4番について、笠懸4区の担当委員より説明をお願いします。

3番委員 3番、木村です。地図の5番をご覧ください。太田大間々線の〇〇の信号を左折し、300メートルほど進んだところが申請地です。息子がそこに家を建てるという予定で、それについては特に問題ないのですが、隣接する街道が農地のままになっております。それについては、先日地元の高野委員さんと一緒に地主さんを説得し、すぐという訳にはいかないが、近いうちに申請するという事で納得していただきました。申請地については特に問題ないかと思いますが、審議のほど、よろしく願いいたします。

会長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は岩宿駅から約200メートルのところに位置しており、農地区分は第3種農地と判断します。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

4番

会長 説明が終わりました。番号4番につきまして、ご意見等ございますか。

6番委員 現地確認した者として事務局にいくつか質問をしたいと思います。地図5番の右側の公図だけでは、何が問題なのか分かりませんが、左側の位置図を見ると、〇〇の畑の一部が〇〇の宅地に入る通路として使われていることが分かります。つまり通路が農地のままだめであるということです。縮尺1/600と仮定すると、横幅4m、長さ40mでおよそ160㎡が違反転用となっております。課税についても農地としての課税のままだめであると事務局に確認しております。違反転用が判明している中で、それを解消しないまま、なぜこの申請を事務局は受け付けたのか、お聞きしたいです。現地確認の際に、違反の解消と今回の申請を少なくとも同時に行えないかとお尋ねしました。筋から言えば、違反転用を解消してから今回の申請を出

すべきではないのかと事務局にお伝えしました。また次の質問として、いつ頃からこの状態を続けているのか。現在の家を建てた頃なのか、さらにその前の頃からなのか。通路の側壁はコンクリートになっています。そのあたりもお聞きしたいです。課税については、農業委員会の業務ではないと思いますが、現況課税であるにも関わらず、相当な期間放置されています。そのあたりも含めてお聞きしたいです。最後になりますが、申請者にはいつまでに違反転用を解消することができるのか確認することと、始末書だけで対応して良いのか検討する必要があると思います。今までの経過の説明を受けた上で、採決をした方がよろしいかと思えます。

10 番委員 10 番、藤生です。私の家も自宅に入る 80 メートルの通路が農地となっています。自宅に入るまでの通路に関しては農地でも構わないと以前に聞いたことがあります。そのため自分はこのままでも構わないと思います。

7 番委員 7 番、高野です。補足説明をさせていただきます。申請地の通路は私が生まれる前からずっとあるものだと思います。この家に入るにはこの通路しか道がありません。擁壁は途中で作ったものかと思えます。木村委員と私と地主さんと先日話をしたところ、違反転用を解消する申請については、7 月に間に合えば 7 月に、間に合わなければ 8 月くらいまでには申請するという事で確約を取ってきました。

会 長 まず 1 点確認です。生活道路というか自宅に入る道については農地でも構わないという法律はあるのですか。

事 務 局 自ら耕作する農地の保全・利用増進のために必要な農道は転用が不要です。その点から考えると、今回のケースは是正申請が必要かと思えます。申請者は現在農業を営んではおりませんが、代々農業を営んでらっしゃるようですので、現在に至っているものと考えられます。

会 長 つまり、農地の中で通路として利用するには問題はないと。ただし、母屋へ繋がった専用の出入り口であり、農業とは関係ない通路として利用していることであれば、転用が必要という解釈であろうかなと思えます。従いまして、今回のケースは転用申請を出してもらおう必要があるかと思えます。

7 番委員 それは確約を取ってきました。本人と木村委員も同席しております。出来れば 7 月に分筆と測量をしてもらって、間に合えば 7 月に申請します。間に合わなければ 8 月に申請してもらいます。

会 長 では改めて関口委員の質問の回答をお願いしたいと思います。再度ご質問をお願いできますか。

6 番委員 今回のケース(番号 4 番)を総会に提出するという事に疑問を感じるということに対して、ご回答をお願いします。

事 務 局 今までは今回のケース(番号 4 番)の様な場合は、同時申請で対応してもらおう流れ

があったかと思えます。今回のケースにおいても、事務局としては同時申請をお願いしてきたところなのですが、今回取り下げて次回に同時申請ということになると、今後のスケジュールに遅れが生じてしまうということです。また申請書の内容においても不備がないことから、今回申請を受理し提出に至った次第です。またいつ頃からこういった状況なのかというご質問に対しては、高野委員よりご説明ありましたので、事務局としては割愛させていただきます。また課税に関しましては、畑の課税と確認しております。今後につきましては、是正申請後、通路としての課税ということになるかと思えます。またいつまでに是正申請するのかという質問に対しましては、高野委員、木村委員に出向いていただき、本人に確認していただいたということでお話伺っております。事務局としましても、速やかに申請していただけるということで、本人、代理人ともに確約は取れております。

6 番委員 ただいま事務局から経緯の説明がありましたが、なぜ今回現地当番だった私がこの様に申し上げたかと言いますと、当初の申請の段階で、事務局から今回の申請は受理するが、違反転用の是正申請については未定と聞いたからです。違反転用が判明した時点で、同時申請は難しいが、来月再来月には是正申請をしますということであれば、何も問題はございませんでした。そういう経過のもとでの採決をお願いしたいと思えます。

会 長 他に番号 4 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 4 番について採決をいたします。番号 4 番について許可してもよろしいという方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会 長 挙手多数ということでこの案件は可決いたします。ただし、速やかに是正申請を進めていただくということでよろしくお願いいたします。

会 長 次の説明をお願いします。

事務局 6 ページをお願いします。番号 5 番から番号 9 番について説明します。

番号 5 番から番号 9 番

(議案書:譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示の説明)

番号 5 番。現在、市内のアパートに家族 4 人で居住していますが、手狭になってきたため、申請地を買い受け、自己の住宅を建築したく申請するもの。

番号 6 番。現在、両親と同居していますが結婚を機に独立するため、父から申請地を借り受け、自己の住宅を建築したく申請するもの。宅地と一体利用。

番号 7 番。こちらにつきましては、議案第 3 号 番号 1 番との農地法第 5 条取消との同時申請案件となっておりますので、併せての審議をお願いいたします。お手数ですが 4 ページにお戻り下さい。

番号 1 番。諸事情のため取消しを願い出るもの。平成 30 年 10 月 25 日許可。農地

法第5条同時申請。

番号7番。申請地の北側で老人介護施設を営んでいますが、駐車場が不足しているため、申請地を買い受け、駐車場として利用したく申請するもの。農地法第5条取消同時申請。

番号8番。現在、酪農を主に農業を営んでいますが、父から申請地を借り受け、牛舎を建設し、規模拡大を図りたく申請するもの。こちらの案件は、5月の総会において保留させていただいた案件です。理由については、農地区分は青地ですが、転用目的は牛舎用地ということで農業用施設等に該当するので、除外の申請は必要ないのですが、除外の軽微変更の許可が必要であり、その許可が下りていなかったため、保留させていただいた案件です。今回、除外の軽微変更許可が下りましたので、審議していただくものです。

番号9番。現在、太陽光発電所の建設や運営管理を行っていますが、周辺の住宅への影響や日光を遮断する障害物が少ない申請地を買い受け、太陽光発電設備を設置したく申請するもの。

以上5件の審議、よろしくお願ひいたします。

5番

会 長

番号5番について、笠懸6区の担当委員より説明をお願いします。

7番委員

7番、高野です。地図の6番をご覧ください。申請地は大間々世良田線を南下しまして、〇〇の信号を右折。さらにすぐ右折します。100メートルほど進んだところが申請地です。現地は牧草が生えておりますが、特段問題はないと思いますので、慎重審議をお願いいたします。

会 長

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局

申請地は今後、市街化が見込まれる地域であり、農地の規模が10ヘクタール未満でありますので、農地区分は第2種農地と判断します。周辺に申請地の代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

5番

会 長

説明が終わりました。番号5番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長

意見等ないようですので、番号5番について採決をいたします。番号5番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしの声多数と認め、番号5番の申請は可決いたします。

6番

会 長

番号6番について、笠懸9区の担当委員より説明をお願いします。

8番委員

8番、長澤です。地図の7番をご覧ください。〇〇と〇〇が交差する〇〇の信号より桐生方面に300メートルほど進みます。左手側にラーメン屋さんがあります。そこを左折しまして、100メートルほど進んだ右手側が申請地です。申請地は周囲の宅地と同様に雑草が生えているような場所でした。特段問題はないかと思いますが、慎重審議のほど、よろしく願いいたします。

会 長

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事 務 局

申請地は今後、市街化が見込まれる地域であり、農地の規模が10ヘクタール未満でありますので、農地区分は第2種農地と判断します。周辺に申請地の代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

6番

会 長

説明が終わりました。番号6番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長

意見等ないようですので、番号6番について採決をいたします。番号6番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしの声多数と認め、番号6番の申請は可決いたします。

7番、議案第3号1番

会 長

番号7番については、議案第3号 番号1番との農地法第5条取消案件との同時申請案件でありますので、併せての協議をお願いします。大間々7区の担当委員より説明をお願いします。

12番委員

12番、前原です。地図の8番をご覧ください。赤城駅のすぐ西側の道を南下しまして、〇〇の西側の道をさらに南下します。〇〇から50メートルほど進んだところが申請地です。数年前にすぐ北側の介護施設の転用申請があったところです。特段問題はないかと思いますが、慎重審議のほど、よろしく願いいたします。

会 長

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事 務 局

申請地は今後、市街化が見込まれる地域であり、農地の規模が10ヘクタール未満でありますので、農地区分は第2種農地と判断します。周辺に申請地の代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。資金計画により資力及び信用に確

実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長 説明が終わりました。番号7番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、議案第3号 番号1番について採決をいたします。議案第3号 番号1番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、議案第3号 番号1番の申請は可決いたします。

会 長 続きまして、番号7番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号7番について採決をいたします。番号7番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号7番の申請は可決いたします。

8番

会 長 番号8番について、大間々11区の担当委員より説明をお願いします。

9番委員 9番、深澤です。地図の9番をご覧ください。申請地は瀬戸ヶ原という大間々11区の高台にあります。〇〇から北へ向かって1キロほどの位置にあります。申請地は宅地と農地が混在しているところで、現在牛舎がある場所の南側が申請地です。さらに新しく牛舎を建設したいとのこと。別段問題はないと思います。慎重審議のほど、よろしく願いいたします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 農地の区分は、農用地区域内にある農地です。農用地区域内にある農地の転用は原則として許可することができませんが、今回は牛舎建設で農業用施設を目的とした農地転用であり、みどり市農業振興地域整備計画も変更済みであるため、例外的に許可することができます。

8番

会 長 説明が終わりました。番号8番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 8 番について採決をいたします。番号 8 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 8 番の申請は可決いたします。

9 番

会 長 番号 9 番について、大間々 17 区の担当委員より説明をお願いします。

9 番委員 9 番、深澤です。地図の 10 番をご覧ください。申請地は〇〇の道を北に 50～60 メートルほど進み、右折します。さらに 50～60 メートルほど進んだところが申請地です。現地を見たところ草が生い茂っておりまして、別段周りに被害を及ぼすようなことはないと思います。慎重審議のほど、よろしく願いいたします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 農地の区分は、申請地は山間部に位置しており、農地の規模が 10 ヘクタール未満であり、農作物の鳥獣害が多い地域で生産性が低いため第 2 種農地と判断します。周辺に申請地の代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

9 番

会 長 説明が終わりました。番号 9 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 9 番について採決をいたします。番号 9 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 9 番の申請は可決いたします。

事務局 7 ページをお願いします。番号 10 番から番号 13 番について説明します。

番号 10 番から番号 13 番

(議案書:譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示の説明)

番号 10 番。現在、碎石販売業を営んでいますが、石材需要が多く、資材置場が不足しているため、申請地を借り受け、資材置場及び通路として利用したく申請するもの。みどり市土地開発事業指導要綱該当。番号 11 番との農地法第 5 条同時申請。

番号 11 番。物置及び露天資材置場用地、使用貸借。現在、碎石販売業を営んでいますが、石材需要が多く、資材置場が不足しているため、申請地を借り受け、物置及び資材置場用地として利用したく申請するもの。始末書添付。番号 10 番との

農地法第5条同時申請。宅地の一部と一体利用。

番号12番。現在、親と同居していますが、父より実家に隣接した申請地を借り受け、自己の住宅を建築したく申請するもの。

番号13番。現在、太陽光発電事業を営んでいますが、日当たりがよく、平坦で安全性が高い申請地を買い受け、太陽光発電施設を設置したく申請するもの。勢多郡東村土地改良区。

以上4件の審議、よろしくお願ひいたします。

10番

会 長

番号10番について、大間々15区の担当委員より説明をお願いします。

11番委員

11番、星野です。地図の11番をご覧ください。国道122号線の桐原地内の福岡大橋を渡って〇〇方面に1キロメートルほど進みますと左側に〇〇がございます。その〇〇のところがY字路になっております。そこを左に500～600メートルほど進みます。小さい橋があります。そこを左に坂を70～80メートルほど上っていきます。平らになった道の右側に申請地があります。畑で少し草が生い茂っていましたが、特段問題はないと思います。慎重審議のほど、よろしくお願ひいたします。

会 長

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局

農地の区分は、申請地は山間部に位置しており、農地の規模が10ヘクタール未満であり、農作物の鳥獣害が多い地域で生産性が低いため第2種農地と判断します。周辺に申請地の代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

10番

会 長

説明が終わりました。番号10番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長

意見等ないようですので、番号10番について採決をいたします。番号10番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしの声多数と認め、番号10番の申請は可決いたします。

11番

会 長

番号11番について、大間々15区の担当委員より説明をお願いします。

11番委員

11番、星野です。地図の12番をご覧ください。申請地は番号10番の場所のすぐ南側になります。以前に親父さんが住んでいた自宅がございます。その自宅の前に物置が建っていました。農機具等を収納するための物置のように見えました。何

ら問題はないかと思いますが、審議のほど、よろしく願いいたします。

会 長 説明が前後してしまっていて申し訳ありませんが、こちらの案件につきましては、始末書の添付がございますので、始末書の朗読をお願いします。

事 務 局 (始末書の朗読)

会 長 始末書の朗読が終わりました。農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事 務 局 農地の区分は、申請地は山間部に位置しており、農地の規模が10ヘクタール未満であり、農作物の鳥獣害が多い地域で生産性が低いため第2種農地と判断します。周辺に申請地の代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

11番

会 長 説明が終わりました。番号11番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号11番について採決をいたします。番号11番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号11番の申請は可決いたします。

12番

会 長 番号12番について、大間々16区の担当委員より説明をお願いします。

11番委員 11番、星野です。地図の13番をご覧ください。福岡大橋を渡って〇〇方面に向かっていただきます。50～60メートル進むと塩沢方面に向かう道路があります。その道路を右折し100メートルほど進んだところを左折。150～160メートルほど直進すると、〇〇があります。その〇〇の100メートルほど手前が申請地です。畑に草が生い茂っておりまして、重機が置いてありますが、何ら問題はないと思いますので、審議のほど、よろしく願いいたします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事 務 局 農地の区分は、申請地は山間部に位置しており、農地の規模が10ヘクタール未満であり、農作物の鳥獣害が多い地域で生産性が低いため第2種農地と判断します。周辺に申請地の代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

12番

会 長 説明が終わりました。番号12番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号12番について採決をいたします。番号12番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号12番の申請は可決いたします。

13番

会 長 番号13番について、東3区の担当委員より説明をお願いします。

6番委員 6番、関口です。地図の14番をご覧ください。東支所より国道122号線を〇〇方面に向かって2キロメートルほど進んだ国道沿いの北側が申請地です。ここ数年この周辺の一面が太陽光発電でほぼ埋まっている状態です。先月も申請地の東側の土地が太陽光発電用地として申請されています。何ら問題はないと思いますがよろしくお願いたします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 農地の区分は、申請地は住宅・事業の用に供する施設等が連たんしている農地であり、第3種農地と判断します。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

13番

会 長 説明が終わりました。番号13番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号13番について採決をいたします。番号13番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号13番の申請は可決いたします。

事務局 8ページをお願いします。番号14番について説明します。

番号14番

(議案書:譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示の説明)

番号14番。現在、梱包資材の製造業を営んでいますが、取扱製品が増加し倉庫が不足している上に、近隣の住民から騒音に関する苦情が寄せられていることから、申請地を買い受け、工場・事務所を建設したく申請するもの。みどり市土地開発

事業指導要綱該当。
以上1件の審議、よろしくお願ひいたします。

14番

会 長

番号14番について、笠懸6区の担当委員より説明をお願いします。

7番委員

7番、高野です。地図の15番をご覧下さい。申請地は大間々世良田線を南下しまして、〇〇の信号を左折。またすぐ左折し100メートルほど進んだところが申請地です。〇〇という工場のすぐ裏側が申請地です。工場が出来るといふことで現地を確認した時は綺麗になっていました。特段問題はないかと思ひますので、慎重審議のほど、よろしくお願ひいたします。

会 長

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事 務 局

申請地は今後、市街化が見込まれる地域であり、農地の規模が10ヘクタール未満でありますので、農地区分は第2種農地と判断します。周辺に申請地の代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

14番

会 長

説明が終わりました。番号14番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長

意見等ないようですので、番号14番について採決をいたします。番号14番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしの声多数と認め、番号14番の申請は可決いたします。なお本案件に関しましては、申請面積が3,000㎡を超えますので、群馬県の常設審議委員会に諮る案件となります。ご承知おき下さい。

議案第5号

会 長

日程第6議案第5号「非農地証明交付願について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

9ページをお願いします。番号1番について説明します。

番号1番

(議案書:願出人(土地所有者)、土地の表示の説明)

番号1番。前所有者である父がしいたけの原木栽培を行っていましたが、平成17年に病気で長期入院し休耕となり山林化しました。平成21年2月に相続により農地を取得したが農地に復元することが困難であるため、非農地証明の交付を願ひ出るもの。

以上1件の審議、よろしくお願ひいたします。

1番

会 長

番号1番について、笠懸10区の担当委員より説明をお願いします。

2番委員

2番、岩崎です。地図の16番をご覧ください。大間々木崎線を〇〇方面に向かいまして、〇〇の信号から北に向かって進むと十字路があります。そこに〇〇という看板があります。そこを右折し、道なりに山へ入っていただきます。右側の介護施設を過ぎてさらに進み、左折し、左側に位置するのが現地です。審議のほどお願ひいたします。

1番

会 長

説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

4番推進委員

非農地証明というのは、個人的には問題があるのではないかと考えています。今回の様なケースの場合は、一般的には農地法4条の申請として提出してもらいたいと思います。東町の場合は広大な土地がございます。その全てを非農地として、地目変更登記に対応できるとなると、農地転用の申請はいらなくなってしまいます。農地法から逸脱した非農地証明というのはいかがなものでしょうか。

事務局

委員さんのおっしゃるとおり、今回の様なケースの場合、今までは山林用地ということで、農地法4条の申請をしていただいております。ただ以前からそういったケースの場合、非農地証明を交付するように国から求められておりましたが、みどり市では整備が整っていなかったため、農地法4条として申請していただいていた経過がございます。そうした中で、非農地証明の交付について整備を進めめるため、令和2年度の11月の総会で委員の皆様へ資料をお配りし、ご説明したところです。また非農地証明については、農地所有者からの依頼に基づいて書類を発行するパターンと、調査の判定結果(B判定)に基づいて書類を発行する2パターンがあります。みどり市では調査の判定結果により書類を発行するパターンは整備が整っておりません。農地所有者から依頼が出された場合に、農業委員さんと現地確認をした上で、総会の許可を経て、非農地証明を発行するという流れがみどり市では令和3年1月1日より整っております。今回が第1号となります。認定基準としましては、集団的なまとまりのある農地の中に位置しないもの、青地でないもの、土地改良等の基盤整備事業の計画が実施またはなされていないものということです。この基準に当てはまるものに関しては、非農地証明を発行するというのは、周囲の自治体も行っております。以上です。

4番推進委員

非農地証明が発行出来るというのは承知しておりました。ただ非農地として認定を受けるには、農業委員さんや税務課が現況をきちんと確認する必要があります。東地区においては地番が錯誤している図面が沢山ありますので、違う地番を地目変更登記してしまう様な間違いやすい事案になると思います。申請に図面は添付されるのでしょうか。また東地区は8月に現地パトロールがございますが、今回の様なケースの場合、非農地証明で対応するように促しても良いのでしょうか。

事務局

まず非農地証明の添付書類ですが、ほぼ転用の申請と同様の書類を添付していただきます。申し上げますと、登記簿、公図の写し、位置図等、法人であれば法人の登記簿、願出地の現況写真、委任状、青白確認したもの、その他農業委員会が必要と認めるものとなっております。相続していない時など特殊な例があれば、他の書類を求める予定でございます。転用と違うのは申請書の理由を書く欄が、簡易的なものになっておりまして、ご本人が申請するにしても、転用と違って負担が若干少ないかなと思います。またその後の流れですが、毎月 20 日に必ず 3 人以上で現地確認するという決まりがございます。総会の審議においても転用と同様に審議を諮ります。質問に対するご回答ですが、今後地目を変更したいということであれば非農地証明交付願いをご案内していただいても構いません。本来は利用状況調査の B 判定ということで、非農地判断を行うところですが、その整備が整うまでは、所有者の方の申請に基づいてしか非農地判断を行えないので、農地法第 4 条の転用ではなく、非農地証明交付願いを申請していただきます。また総会の審議で可決された後の流れですが、群馬県、法務局、みどり市税務課、みどり市農林課へ情報提供を行います。その情報提供の後に、ご本人の申請に基づいて、法務局で地目変更を行ってまいります。そこまでが国が示した共通の流れですので、各市町村共通の流れとなっております。以上です。

4 番推進委員

片っ端から対応したいと思いますので、次回の農地パトロールの時までに、先ほどお話しした非農地証明の関係の添付書類等をご案内していただけたらありがたいです。

会長

国のほうでも、農地に復元困難な土地については、周囲に影響を及ぼさない等の条件を満たすのであれば、積極的に非農地化を進めていきなさいという流れがございます。農地パトロールの際に、明らかに農地とは呼べない土地を確認したら、地主さんに非農地証明交付願いをご案内してよろしいのではないのでしょうか。ただし、農地法の縛りから逃れたいがための申請や、違反開発の恐れがある場合なども想定されますので、厳格に審議していきたいと思います。

会長

その他にご意見等ございますでしょうか。

(意見なし)

会長

意見等ないようですので、番号 1 番について採決をいたします。番号 1 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会長

異議なしの声多数と認め、番号 1 番の申請は可決いたします。

議案第 7 号

会長

日程第 7 議案第 6 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 今回は新規設定が1件、再設定が6件ございます。
(議案書:利用権を設定する土地、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する利用権の説明)
新規設定。番号1番については、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に該当する案件ですので、9番 深澤 良朗委員については、退席をお願いすることになります。

会長 深澤 良朗委員は退席願います。

(深澤 良朗委員が退室)

事務局 新規設定が1件。地積は177㎡となります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

会長 事務局の説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会長 意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会長 異議なしの声多数と認め、番号1番は可決いたします。

会長 それでは深澤 良朗委員、お戻り下さい。

(深澤 良朗委員が入室)

会長 次の説明をお願いします。

事務局 11ページをお願いします。再設定。番号1番から番号6番については、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に該当する案件です。番号1番から番号5番については、10番 藤生 定雄委員につきましては、退席をお願いすることになります。また、番号6番については、11番 星野 邦夫委員につきましては、退席をお願いすることになります。よろしく申し上げます。

会長 それでは、藤生 定雄委員は退席願います。

(藤生 定雄委員が退室)

事務局 再設定が5件、地積合計は3,150㎡になります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。番号 1 番から番号 5 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 1 番から番号 5 番について採決をいたします。番号 1 番から番号 5 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 1 番、番号 2 番、番号 3 番、番号 4 番、番号 5 番は可決いたします。

会 長 それでは藤生 定雄委員、お戻り下さい。

(藤生 定雄委員が入室)

会 長 次に、番号 6 番になりますので、星野 邦夫委員は退席願います。

(星野 邦夫委員が退席)

事務局 再設定が 1 件、地積は 994 m²になります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。番号 6 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 6 番について採決をいたします。番号 6 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 6 番は可決いたします。

会 長 それでは星野 邦夫委員、お戻り下さい。

(星野 邦夫委員が入室)

会 長 ありがとうございます。これですべての審議を終了しましたので、令和 3 年 6 月度農業委員会を閉会します。

閉会時刻 令和 3 年 6 月 25 日 午後 2 時 55 分

この議事録は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため署名捺印する。

議事録署名人

会 長 印

5 番委員 印

6 番委員 印